

藤枝市電子入札運用基準

制 定 平成 20 年 6 月 16 日告示 第 96 号
最近改正 平成 25 年 9 月 27 日告示 第 160 号

この藤枝市電子入札運用基準は、藤枝市が静岡県共同利用電子入札システムを利用して実施する電子入札を円滑かつ適切に運用できるよう必要な事項を定めるものとする。

第 1 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム コンピュータとネットワーク（インターネット）を利用して入札への参加申請から入札・落札者決定までの事務を処理するシステム
- (2) 入札情報サービス 入札公告、入札結果その他入札手続きに必要な事項をインターネット上に公開するサービス
- (3) 静岡県共同利用電子入札システム 電子入札システム及び入札情報サービス（以下「P P I」という。）から構成されるシステム
- (4) 電子入札 電子入札システムで行う入札手続き
- (5) 紙入札 紙の入札書を提出して行う入札手続き
- (6) 入札参加者 入札（見積合せを含む。）に参加しようとする者
- (7) 電子証明書 電子認証局が発行した電子的な証明書で、誰に発行されたものであるかを電子認証局が証明するもの
- (8) I Cカード 電子証明書が格納されたカード
- (9) 紙入札者 紙入札により入札に参加する事業者
- (10) 代表者 藤枝市に建設工事又は建設業関連業務委託の入札参加資格を有する事業者の代表者
- (11) 受任者 代表者から入札・見積権限及び契約権限について年間委任状により委任を受けた者

第 2 電子入札について

1 電子入札実施の考え方について

- (1) 藤枝市が電子入札で行う旨を指定した案件（以下「電子入札案件」という。）は、電子入札システムで処理することとし、第 7 の 3 に定めるところによるものを除き、紙媒体による入札参加資格確認申請書（以下「参加申請書」という。）並びに入札書及び見積書（以下「入札書等」という。）の提出は認めない。
- (2) 電子入札の処理対象は、建設工事及び建設業関連業務委託の案件とする。

2 P P I の運用について

電子入札案件の入札公告、入札結果の公表その他入札手続きに必要な事項の公表は、原則として P P I で行うものとする。

第 3 電子入札システムの利用について

1 電子入札を利用することができる I Cカードの基準について

電子入札システムで利用することができる I C カードは、財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）の電子入札コアシステムに対応した民間の電子認証局が発行したもので、代表者の I C カードに限る。ただし、市外業者で請負契約に関する権限を受任者に委任している場合は、受任者の I C カードに限る。

2 利用者登録について

- (1) 電子入札システムを利用するために、新しく I C カードを取得した場合又は他の自治体等の電子入札ですでに利用している I C カードを藤枝市の電子入札システムで利用しようとするときは、システム利用届（様式 1）を藤枝市へ提出し、利用者登録番号の交付を受けた後、電子入札システムによる利用者登録を行うものとする。
- (2) 登録事項に変更がある場合、システム利用届を藤枝市へ提出し、電子入札システムによる利用者登録変更手続を行うものとする。

3 代理について

電子入札において代理は認めない。

4 特定建設工事共同企業体（以下「特定 J V」という。）の取扱いについて

特定 J Vにおいては、その代表者が単体企業として利用者登録済みの I C カードを使用するものとし、特定 J Vの結成時に電子入札利用届（特定 J V用）（様式 2）を藤枝市へ提出するものとする。

第 4 システム障害等について

1 システム障害について

電子入札システム用サーバーやネットワークなどに障害が発生し、入開札事務が処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札事務の延期、紙入札への移行などの措置を講じるものとする。この場合において、必要な事項を藤枝市ホームページ、電子メール、電話、F A X等電子入札システム以外の方法により入札参加者に藤枝市から連絡するものとする。

2 システム以外の障害について

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札システムによる入開札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札事務の延期、紙入札への移行などの措置を講じるものとする。この場合において、必要な事項を藤枝市ホームページ、電子メール、電話、F A X等電子入札システム以外の方法により藤枝市から入札参加者に連絡するものとする。

第 5 入札案件登録について

1 受付期間等の設定について

- (1) 参加申請書及び入札書等の受付期間は案件ごとに定めるものとする。
- (2) 開札予定日時は、入札書受付受付期間の最終日の翌日を基本として、案件ごとに定めるものとする。

2 案件登録事項の変更について

登録した案件の登録内容を変更した場合は、藤枝市ホームページに変更の概要を掲載するなどの方

法により速やかに周知するものとする。この場合において、すでに参加申請書の提出済の者がいる場合は、藤枝市は確実に連絡の取れる方法により変更した旨を伝え、必要な場合には、書類の再提出を求めるものとする。

第6 関係書類等の提出について

1 関係書類等の提出方法について

- (1) 参加申請書に添付する関係書類及び添付資料（以下「関係書類等」という。）は、原則として電子データとして作成し、電子入札システムを利用して提出するものとする。ただし、案件によっては紙媒体による提出を求めることがある。
- (2) 関係書類等の提出にあたっては、説明できる者による持参を求める場合がある。この場合は、その旨を案件公告に明記する。
- (3) 電子データの容量が1MBを超える場合は、関係書類等の作成方法、提出方法を藤枝市と協議の上、その指示に従うこと。
- (4) 電子入札システムを利用せずに関係書類を紙媒体で提出する場合は、電子入札システムで入札参加資格確認申請書を提出する際に紙媒体で関係書類を提出する旨を明示すること。この場合の紙媒体の提出期限（藤枝市に到着すべき期限をいう。以下同じ。）は電子入札システムによる提出期限と同一とし、藤枝市は必要な関係書類等をすべて受理した時点で電子入札システムにより入札参加資格確認申請書受付票を発行するものとする。

2 関係書類等の作成方法について

関係書類等の作成に使用することができるアプリケーション（ソフトウェア）及びファイル形式は次表を標準とする。ただし、案件によっては入札公告等により指定する場合もある。

No.	アプリケーション名等	ファイル形式	備考
1	Word（Microsoft Corp.）	Word2003 形式以下	保存形式によっては損なわれる機能があるので、資料作成時に当該機能は使用しないこと。
2	Excel（Microsoft Corp.）	Excel2003 形式以下	
3	その他	PDF（Acrobat7 以下） 画像ファイル（JPEG 形式又は GIF 形式に限る。） 圧縮ファイル（Lzh、Zip 又は Cab に限る。） その他藤枝市が認めた形式	

3 質問書の提出について

電子入札案件では、原則として電子入札システムにより質問及び回答をするものとする。

4 ウィルス対策について

- (1) 入札参加者は、コンピュータウィルスに感染しないようにウィルス対策用のアプリケーション（ソフトウェア）を導入するなどの対策を講じること。この場合において、ウィルス対策アプリケーション

ョンの種類は問わないが、常に最新のパターンファイルを適用し、関係書類を作成、提出する前に必ずウイルス感染チェックを行うこと。

- (2) 藤枝市の担当者は、提出された関係書類を直接閲覧等の操作をせずに、ウイルスチェックを行ってから閲覧その他の操作を行うものとする。
- (3) 入札参加者から提出された関係書類がウイルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、電子入札システム管理者に連絡するとともに、入札参加者と関係書類の再提出方法を協議するものとする。

第7 入札について

1 電子入札による提出について

- (1) 電子入札では、入札参加資格確認申請書や入札書等は、これらの情報が電子入札システムのサーバーに正常に記録された時点で提出されたものとする。この場合において、電子入札システムでは、処理された内容、時刻等を受信確認通知で表示するので、入札参加資格確認申請書や入札書等の提出を行った時は、必ず受信確認通知の表示を確認すること。
- (2) 受信確認通知が表示されない場合は、必要な情報が正常にサーバーに到達していないので、再度処理を行い、それでも受信確認通知が表示されない場合は静岡県電子入札共同利用センター・ヘルプデスクへ問い合わせること。なお、各受信確認通知は、提出処理を行った時のみ表示され、再表示はできないので、必要に応じて印刷等を行うこと。
- (3) 入札書（内訳書を含む）の内容は暗号化して記録されるため、入札書提出後（受信確認通知の表示以降）はその内容を確認できないので注意すること。

2 入札書の受付期間について

電子入札システムによる入札書受付期間は、入札公告及び指名通知で別に示す場合を除き、開札予定日の前々日（午前9時から午後9時まで）及び前日（午前9時から午後2時まで）の2日間（市役所の閉庁日を除く。）とする。

- 3 ICカードの再取得が間に合わない場合の特例について会社名、会社住所、代表者の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合は、「旧ICカード使用届」(様式3)を藤枝市に提出することによりICカードの再取得をするまでの間(当該事項の変更後2か月以内)は、再取得前のICカードで入札に参加できるものとする。

4 紙入札による参加について

電子入札案件において、次の紙入札を認める例に該当することとなった場合は、入札参加者は、紙入札方式参加申請書(様式4)を藤枝市に紙媒体で速やかに提出して、承認を得ること。

紙入札によることが承認された場合は、入札参加者は、紙媒体による入札書を藤枝市が指定した開札予定日時に指定した場所に持参するものとする。なお代理人が入札する場合は、委任状を持参すること。

- (1) 会社名、会社住所、代表者の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合
- (2) ICカードの閉塞（PIN番号の連続した入力ミス）、破損、盗難等による再発行手続き中の場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

5 工事費内訳書について

- (1) 入札書に添付する工事費内訳書（以下「内訳書」という。）は、藤枝市が指定した様式により作成し、電子入札システムの添付機能を利用して入札書と同時に提出するものとする。
- (2) 内訳書の作成に使用するアプリケーション（ソフトウェア）及び保存形式は第6の2に、内訳書に対するウィルス対策は第6の4に準じる。
- (3) 内訳書の提出期間は、電子入札の入札書受付期間と同一とする。なお紙入札の場合は、開札予定日時に開札会場へ持参すること。

6 入札の辞退

電子入札システムで入札書提出前に辞退する場合、入札書受付期間中に電子入札システムにより辞退すること。

第8 開札について

1 開札方法について

開札は、事前に設定した開札予定日時後に速やかに行うものとし、原則として一括開札処理で行うものとする。ただし、紙入札者がいる場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書の内容を電子入札システムに登録し、その後に電子入札書を一括開札して立会者等の確認後、落札者の決定を行うものとする。

2 開札時の立ち会いについて

- (1) 電子入札方式による入札参加者は、開札に立ち会うことができる。なお、代理人が立ち会う場合は、委任状を持参すること。
- (2) 紙入札者がいない場合で、立ち会いを希望する参加者がいない場合は、入札に関係のない藤枝市の職員を立ち合わせるものとする。

3 電子くじの実施について

- (1) 電子入札案件で落札となるべき金額を入札をした者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、電子くじを実施する。この場合において、紙入札者は入札時に任意の数値を決め、入札執行者がその数値を電子入札システムに入力するものとする。
- (2) 随意契約（見積合わせ）案件では、電子くじは実施しない。

4 入札書未提出の取扱について

入札書受付締切予定日時において、入札書又は辞退届が電子入札システムサーバーに未到着の入札参加者（紙入札者を除く。）は、入札を欠席したものとみなす。

5 開札の延期について

開札を延期する場合、藤枝市は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している参加者全員に、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

6 開札の中止について

開札を中止する場合、藤枝市は、電子入札システムに取止めの結果登録をし、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件の入札参加者全員に、開札を中止する旨を通知する。

7 入札書提出後の辞退について

一度提出した入札書の撤回、訂正等はできない。ただし、電子入札システムにより入札書を提出した後、配置予定技術者が配置できなくなり参加資格を喪失した場合など、やむを得ない事由が生じ

た場合において、入札参加者は、開札までに電子入札システムにより資格喪失届（紙入札にあっては参加資格喪失届（様式4））を提出したときには、藤枝市の許可を得て辞退したものとみなす。

8 再度の入札について

- (1) 第1回目の入札の結果、落札者が決定しない場合、再度の入札（以下「再入札」という。）を電子入札で行う。この場合において、再入札の入札受付期間は、第1回目の開札予定日時の概ね2時間後から翌日の午前10時までを基本とし、開札は、入札書受付締切後に速やかに実施するものとする。
- (2) 再入札の実施にあたっては、当該案件に入札書を提出した参加者全員（紙入札者を除く。）に電子入札システムにより再入札通知書を発行する。
- (3) 第1号に規定する再入札の受付期間以外の日時を設定する案件については、再入札通知書発行以前に入札参加者へその旨の周知をはかるものとする。
- (4) 紙入札者は藤枝市が指定した開札日時に指定した場所に入札書を持参すること。

第9 その他

1 ICカードの不正使用等が判明した場合の措置

- (1) 入札参加者がICカードを不正に使用等した場合には、指名停止等の処分を行うことがある。
- (2) 電子入札に参加し、開札までに不正使用等が判明した場合は、当該案件への参加資格を取り消すものとする。
- (3) 落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わず、また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

2 ICカードの不正使用等

ICカードを不正に使用等した場合の事例を次に示す。

- (1) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、又は参加しようとした場合
- (2) 代表者又は受任者以外のICカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合
- (3) ICカードに記載された所有者氏名、所有者所属組織名称が変更となっているにもかかわらず、変更前のICカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合（ただし、第7第3項に基づく届出書を提出し、かつ、変更事由が生じた後2か月以内の場合は除く。）

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年9月27日告示第160号）

この告示は、平成25年11月1日から施行する。